林野庁共済組合定款の一部変更について

林野庁共済組合定款（平成13年７月３日付13林共第36号）の一部を次のように変更する。

平成22年３月31日

林野庁共済組合代表者
林野庁長官　島田　泰助

第20条第１項の表を次のように改める。

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	43.60/1,000	0.94/1,000	5.58/1,000	43.60/1,000	0.94/1,000	5.58/1,000
任意継続組合員	87.20/1,000	1.88/1,000	11.16/1,000			

第20条第２項の表を次のように改める。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	43.60/1,000	0.94/1,000	5.58/1,000

附　則

１　この変更は、平成22年４月１日から施行する。

２　変更後の第20条第１項及び第２項の規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

東京都豊島区公債抽せん公告

東京都豊島区公債の定時償還について、次のとおり抽せんいたします。

銘柄	償還金額	償還期日
東京都豊島区公債平成13年度第１回	143,880千円	平成22年７月25日

１．抽せん日時　平成22年５月14日　午前10時より

１．抽せん場所　㈱みずほ銀行（東京都千代田区内幸町１－１－５）

１．抽せん方法　全数抽せん

平成22年４月23日

豊島区

なお、最終償還対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月三十日

掲載頁　二七四頁（号外第一三八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年三月三十一日

掲載頁　一〇〇頁（号外第六十九号）

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成22年４月23日

東京都港区虎ノ門五丁目一二番一二号
代表取締役　近藤　晴貞
（甲）西松建設株式会社

東京都港区虎ノ門二丁目二〇番一〇号
代表取締役　三木　雅夫
（乙）松栄不動産株式会社

平成二十二年四月二十三日

東京都渋谷区東三丁目一六番三号　エフ・ニッセイ恵比寿ビル
（甲）コーンズドゥェル株式会社
代表取締役　成田　龍信

東京都渋谷区東三丁目一六番三号
（乙）ゲート株式会社
代表取締役　関　信

合併公告

左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

一は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

なお本件合併により解散する乙は、西松ビル及び西松ビル別館に係る資産及び負債を除くすべての事業に関する資産、負債、雇用関係その他の権利義務の全部を本件合併の効力発生日と同日において甲の完全子会社である西松地所株式会社に承継させる吸収分割契約書を西松地所株式会社と締結しており、当該吸収分割の効力が発生することを停止条件として、本件合併は、当該吸収分割が行われた後に行うものです。また、甲は、乙の全株式を所有しており、本件合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終償還対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月三十日

掲載頁　一六九頁（号外第一三八号）

平成二十二年四月二十三日

東京都港区虎ノ門一丁目二〇番一〇号
（甲）西松建設株式会社
代表取締役　近藤　晴貞

東京都港区虎ノ門五丁目一二番一二号
（乙）松栄不動産株式会社
代表取締役　三木　雅夫

平成二十二年四月二十三日

東京都渋谷区東三丁目一六番三号　エフ・ニッセイ恵比寿ビル
（甲）コーンズドゥェル株式会社
代表取締役　成田　龍信

東京都渋谷区東三丁目一六番三号
（乙）ゲート株式会社
代表取締役　関　信

合併公告

左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

一は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

なお本件合併により解散する乙は、西松ビル及び西松ビル別館に係る資産及び負債を除くすべての事業に関する資産、負債、雇用関係その他の権利義務の全部を本件合併の効力発生日と同日において甲の完全子会社である西松地所株式会社に承継させる吸収分割契約書を西松地所株式会社と締結しており、当該吸収分割の効力が発生することを停止条件として、本件合併は、当該吸収分割が行われた後に行うものです。また、甲は、乙の全株式を所有しており、本件合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終償還対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月三十日

掲載頁　一六九頁（号外第一三八号）

平成二十二年四月二十三日

東京都港区虎ノ門一丁目二〇番一〇号
（甲）西松建設株式会社
代表取締役　近藤　晴貞

東京都港区虎ノ門五丁目一二番一二号
（乙）松栄不動産株式会社
代表取締役　三木　雅夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

一は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終償還対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月三十日

掲載頁　一六九頁（号外第一三八号）

平成二十二年四月二十三日

東京都豊島区南池袋二丁目四九番一〇号
（甲）株式会社協和エクシオ
代表取締役　持田　勲

東京都豊島区南池袋二丁目四九番一〇号
（乙）株式会社協和エクシオ
代表取締役　持田　勲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

一は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終償還対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月三十日

掲載頁　一六九頁（号外第一三八号）

平成二十二年四月二十三日

東京都豊島区南池袋二丁目四九番一〇号
（甲）株式会社協和エクシオ
代表取締役　持田　勲

東京都豊島区南池袋二丁目四九番一〇号
（乙）株式会社ＫＥＣ建築事務所
代表取締役　持山　銀次郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

一は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終償還対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月三十日

掲載頁　一六九頁（号外第一三八号）

平成二十二年四月二十三日

東京都豊島区南池袋二丁目四九番一〇号
（甲）株式会社協和エクシオ
代表取締役　持田　勲

東京都豊島区南池袋二丁目四九番一〇号
（乙）株式会社ＫＥＣ建築事務所
代表取締役　持山　銀次郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

一は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終償還対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月三十日

掲載頁　一六九頁（号外第一三八号）

平成二十二年四月二十三日

東京都豊島区南池袋二丁目四九番一〇号
（甲）株式会社協和エクシオ
代表取締役　持田　勲

東京都豊島区南池袋二丁目四九番一〇号
（乙）株式会社ＫＥＣ建築事務所
代表取締役　持山　銀次郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

一は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終償還対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月三十日

掲載頁　一六九頁（号外第一三八号）

平成二十二年四月二十三日

東京都豊島区南池袋二丁目四九番一〇号
（甲）株式会社協和エクシオ
代表取締役　持田　勲

東京都豊島区南池袋二丁目四九番一〇号
（乙）株式会社ＫＥＣ建築事務所
代表取締役　持山　銀次郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

一は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終償還対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月三十日

掲載頁　一六九頁（号外第一三八号）

平成二十二年四月二十三日

東京都豊島区南池袋二丁目四九番一〇号
（甲）株式会社協和エクシオ
代表取締役　持田　勲

東京都豊島区南池袋二丁目四九番一〇号
（乙）株式会社ＫＥＣ建築事務所
代表取締役　持山　銀次郎